

『沖縄県NPOプラザ』

バナー通信

発行日：2006年1月23日
 発行：沖縄県NPOプラザ
 〒900-0031
 沖縄県那覇市東町1-1
 県那覇東町会館3階
 TEL：098-941-3113
 FAX：098-941-3114
 E-mail:npo-plaza@
 tontonme.ne.jp

沖縄県内のNPO法人数

203法人

(12月末現在)

★12月に認証されたNPO法人★

- ・特定非営利活動法人 沖縄伝承話資料センター
- ・特定非営利活動法人 マリタイムネット琉球
- ・特定非営利活動法人 雄飛ツーリズムネットワーク
- ・特定非営利活動法人 ペあ・さぼーと

今月号の紙面から

2・3面:NPO法人紹介

NPO法人ケルン自然体験学園 松川 真一郎 氏

4面:コラムルー

うるま市 海の文化資料館学芸員 前田 一舟 氏

5面:沖縄県NPO担当の現場から

沖縄県文化環境部県民生活課 篠田 卓也 氏

6面:知って得するNPOのお金の話!

大城眞徳税理士事務所 安座間 宏 氏

プラザからのお知らせ

新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ致します。

主催：沖縄県NPOプラザ

フォーラム

第一部 講演 13:30~14:15

「人づくりの種をまく」 平田大一

第二部 活動報告&シンポジウム 14:25~16:00

『沖縄NPO ~昔・今・これから~』

活動報告 「足元の資源を生かした村づくり~住民と行政協働の取り組み~」 山城定雄

「沖縄郷土研究とNPOの可能性」 前田一舟

パネルディスカッション

- と き：1月28日(土)
- 場 所：産業支援センター1階ホール
- 参加費：無料
- 定 員：130名

主催：沖縄県(文化環境部 県民生活課)

NPO実践会計講座 PART 2

法人の年度末事業報告書の作成に取り組み始める時期です。

決算に向けての会計の基礎を学びませんか?!

講座講師 安座間宏(大城眞徳税理士事務所) 19:00~21:00(30分は質疑応答)

前半(約30分) → 解説

後半(約60分) → 講座

残り30分 → 質疑応答

- と き：2月15日(水)
- 会 場：沖縄県女性総合センター「ていりる」2階 会議室1, 2
- 参加費：無料
- 定 員：50名(定員に達しだい募集を締切とさせていただきます)

沖縄県NPOプラザ(お問い合わせ・申し込みは下記まで)

TEL:098-941-3113 FAX:098-941-3114

E-mail:npo-plaza@tontonme.ne.jp

NPO法人 ケルン自然体験学園

<ケルン自然体験学園について>

ケルン自然体験学園は、前身の「ケルン自然体験苑」における青少年育成および生活支援の活動を経て、平成17年11月にNPO法人の認証を取得しました。ケルン自然体験苑は、私が自費を投じて、平成4年7月に沖縄県恩納村字恩納に500坪の土地を借用し、20名収容のプレファブ小屋、農園地200坪、家畜小屋80坪、池10坪の開拓整備を行いながら、開設・運営した自然体験の留学宿泊施設です。この施設における12年の活動において、総数991名、年平均83名の子供たちの生活支援を無報酬で引き受けました。そして平成17年、利用者の増加に伴う施設規模の拡充の必要などから、大宜味村大保の山林6,000坪を購入し、賛同者より隣接する山林4,000坪の無償提供を受け、都合10,000坪の事業地をもって、同施設を恩納村恩納より移設しました。NPO法人化に伴い、施設名称を「ケルン自然体験学園」とし、地域社会のコミュニティとの連携を通して、自然との共生環境に対する相互理解を深める啓発活動を推進しながら、通学の機会を失くしたままの子供たちと寝食をともにし、長期・短期の山村留学スタイルの生活支援活動を行っています。



<学園設立の経緯>

このような活動を始める契機になった理由のひとつは、昭和63年から3年間、私が在トルコ日本国大使館附属アンカラ日本人学校長を務めていた際の体験にあります。湾岸戦争下の緊迫した社会情勢のなか、混沌とした経済状況にかかわらず、トルコの子供たちが風雪に耐えながら明るくたくましく、夢に向かってたたかき自活する生きざまに多くの事柄を学びました。彼らの澁刺とした生命力が自然や命との触れ合いの大切さを教えてくれたのです。平成4年の定年に伴い、県教育長の委嘱で巡回教育相談員としてひきこもりや怠学等の不登校の子どもたちと関わりを持つようになると、当時の思いは確信に至るようになりました。暗中模索のなか、家庭訪問や相談室内カウンセリングだけでは十分でないこと、子供たちを室外に連れ出し、自然と触れ合う機会を提供することこそ急務であることを痛感したのです。さらに、この学園では「総て自分を捨て、他人のためにする」というスイスの教育者ヨハン・ハインリッヒ・ペスタロッチの教育思想の実践を目標にしています。自然を愛し、人を愛し、教育に人生を捧げたペスタロッチの理念は教育者としての私の指針であり、恩納村のプレファブ小屋、大宜味村のログハウスにおいて、「居間の健全、それのみが民衆を助けることができる」というペスタロッチの「居間の教育」を実践しています。

<ケルンの目標>

かつて子供たちは、空き地や原っぱで飛び回り、集団生活を通していろいろな事柄を学びました。遊びのなかで笑い、泣き、取っ組み合い、感情をぶつけ合いながら、さまざまな情動を共有し合いつつ、人との交わりの基本を体得したものです。しかし、現代の子供たちを見ていると、狭く窮屈な人工空間に兄弟も少なく生まれ育ち、集団生活のなかで他者との交わりの基本を身をもって体得する、精神的発達に不可欠で重要な機会が著しく不足しているように思われます。いじめ、不登校、家庭内暴力、ひきこもり、深夜徘徊、家出など、子供たちが日々さまざまな状況で直面する諸問題についても、それらがコミュニケーションにおける彼らの挫折感に起因する 경우가少なくありません。生きる力や方向性を見失ったまま自身を上手に表現で

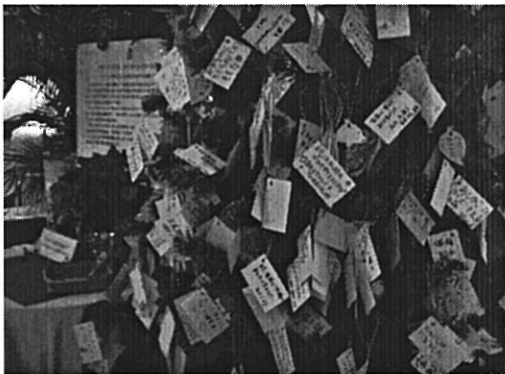
きない子供たちは、自身のシグナルが相手にしっかり届かないことに孤立して悩んでしまいます。悩みのうちに自信を喪い、沈殿したストレスに埋もれながら、やがて負の爆発的なエネルギーを伴って、暴力、沈黙、逃避などの異常行動に走ってしまうのです。そのような子供たちにとって、もっとも大切だと思われるのは、自身のなかに本来的にある「たくましく生きる力」というものを自発的に再発見し、自信を回復していくという過程です。自然との触れ合いのなかで、心身と自然とを融合または一体化させることで、自分で気づき、感動し、創造する喜びを知るという心の流れがとても大切なのです。山村では空気や水がおいしいと感じます。自然は、無数の機会を惜しみなく提供してくれます。そのような緩やかな時間に身をゆだねることから、自己との新しい対話が生まれることも多いのです。

ケルン自然体験学園では、「自己理解」と「自己決定」と「自己実現」に導かれた人間形成を目標に、子供たちの自発的な行動を促すためのさまざまな自然体験プログラムを提供します。学校へ復学を希望すれば、ログハウスから地元の小・中・高校へ通うこともできます。子供たちの信頼を獲得するため、私たちもまた子供たちを心から信頼します。お互いの尊敬、愛情、信頼の心を通い合わせ、信頼と愛の精神に導かれたふれあい教育のなかで、閉じた心を解き、発見し、感動し、創造する喜びを知ること、そして、いつか自信に満ちた表情で子供たちがケルンを巣立っていくこと、これが私たちの願いなのです。



<ケルンのこれから>

ラグナガーデンホテル様より、昨年末にクリスマス・チャリティのありがたい支援活動を頂きました。フロント前に立てられたクリスマス・ツリーには、ホテルを利用される方々のさまざまな思いを寄せたメッセージカードが色とりどりに美しく輝いていました。子供たちからの励ましのメッセージも多く頂きました。このたびの企画は企業様よりご提示いただいたものでしたが、学園にとっても計り知れないメリットをもたらしてくれるものとなりました。キャンペーン期間に合わせて制作したチラシをツリー傍ら



に置かせてもらい、県外の方々に向けて広報的に大いに活用させて頂きました。ホームページへのアクセス件数が連日平均値を超え、ホテルという媒体(メディア)を通じた貴重な出会いが数多くあったものと理解しています。このようなプランニングとこれからも関わりをもち続けることが出来るかどうかはわかりません。しかし、季節のイベントという限定的な枠組みを超えて、いつか協働で継続的な企画を共に推進できたら考えると、行政とはまた異なる協働のあり方として夢がふくらみます。企業イメージの向上に向けて短期的にも長期的にも戦略的にメリットがあるという展望に見合う何かを、私たちの方から積極的に提案することは可能だろうか…。



このたびの経験を生かし、私たちは学園の将来に向けて、さまざまなパートナーを積極的に探していきたいと考えています。

コラムリレー

郷土から沖縄的NPOの発想を探る

前田 一舟

沖縄の自治体において初めてNPO活動を始めた那覇市は、「市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動」という市民の力を育もうと、「協働型まちづくり」を提唱しました。その実践の場として那覇市役所前の大きなガジュマルの横に那覇市NPO活動支援センターが開設されたのは、ちょうど6年前の2000年1月15日のことでした。沖縄における6年間のNPO活動は様々な意義のある社会貢献活動が展開されています。その意味でもこの雑文では、地域づくりに馳せる市民へさらなる沖縄のNPOの可能性を探るべく、沖縄の伝統的文化より一例を紹介しますが、少なからず参考になれば幸いです。

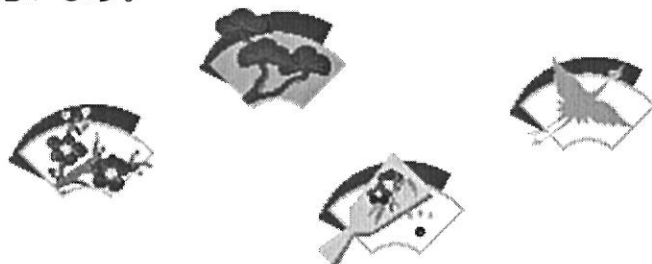
沖縄本島北部の最先端に位置する国頭村の奥村落では、沖縄県で初めて1906(明治39)年4月1日に共同店を設立した村として名高い地域として知られています。その共同店とは、地域住民のすべての構成員が出資して運営する字単位の商店です。

奥村落の共同店の研究は、経済学者であり、沖縄研究でも知られる田村浩の『琉球村落共産村落之研究』(岡書院、1927年)にはじまります。そのなかで、田村は「奥ノ部落制度中最モ共産的施設ヲ有セルモノハ産業組合ノ実質ヲ有スル共同店ヲ中心トセル共有財産ナリ。共同店ハ部落ノ共同施設ニシテ共有財産トシテ経営セラル。」と紹介しています。その後、1936(昭和11)年に沖縄を訪ねた社会学者の河村只雄は、田村浩の著書をもとに奥村落へ旅行しました。そこで共同店をみた河

村は『南方文化の探求』(創元社、1939年)のなかで、共同店の利益金を「配当」「字費・青年文庫費・児童文庫の補助」「高等学校以上学生補助」「中等学校学生補助」「学資立替金」「字役員費」「共有船船員給料」「弔慰金」という8つの事業に活用している事例を紹介しました。

このような奥村落の歴史的遺産は、山原船を通じて沖縄本島北部や中部の東海岸などを中心に広がりを見せ、「共同店」「共同売店」「共同スーパー」の名称で存続しています。また、沖縄の地域や地域住民を支えるために発祥した共同店は、現在の財政困難の日本・沖縄の社会あるいはコミュニティの崩壊する地域社会において必要な社会貢献活動ではないでしょうか。共同店が誕生し、今年(2006年)の4月で100年目の歳月を迎える今、私たちはNPO活動を沖縄に根ざした社会貢献活動にするべく、地域社会の郷土を見据え、歴史・文化などを掘り起こす時期に到来しているかと思われま。私たちの郷土には、沖縄らしいNPO活動のヒントがこの地域社会に秘められているわけです。

以上の成り行きと詳しい事例は、2006年1月28日(土)に沖縄県NPOプラザが主催するフォーラムの「沖縄で根ざすNPO」でパネリストのひとりとしてご報告したいと思ひます。



<沖縄県からのお知らせ>

市町村合併に伴う定款内容の変更について

皆様、新年明けましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりました。本年もよろしくお申し上げます。

さて、市町村合併により、平成18年1月1日に玉城村・知念村・佐敷町・大里村が合併し南城市が、また、東風平町・具志頭村が合併し八重瀬町が誕生いたしました。また、昨年(平成17年)の4月1日に石川市・具志川市・与那城町・勝連町が合併しうるま市が、10月1日に平良市・城辺町・下地町・上野村・伊良部町が合併し宮古島市が誕生するなど、平成17年度は市町村合併の相次ぐ年度となりました。

これらの市町村合併に伴い、事務所の所在地や役員の住所表記に変更が生じた場合に定款の変更等が必要かどうかは問題となりますが、本県におきましては、下記のとおり整理することといたしますので、ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

登記の変更について

那覇地方法務局の方に確認したところ、市町村合併に伴う事務所・役員住所表記の変更については、職権で登記内容を変更していただける、ということです(商業登記法第26条)。つまり、法務局への申請等は、一切必要ありません。

<商業登記法>

第26条 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があったときは、その変更による登記があったものとみなす。

所轄庁(県庁)への届出について

市町村合併に伴う事務所や役員の住所表記の変更については、直ちに届け出る必要はありませんが、定款の他の事項の改正を行う際、並びに役員変更届出書を提出される際に併せて変更していただきたいと思っておりますので、適宜お問い合わせ下さい。

沖縄県文化環境部 県民生活課 市民活動推進班 担当：篠田(しのだ) ともみ
電話番号:098-866-2187 FAX番号:098-866-2789
E-mail:shinodat@pref.okinawa.jp

=== 知って得する (〇)ノ NPOのお金の話! ===

みなさん、あけましておめでとうございます。

本年もよろしくお祈りします。

本題に入る前に。

年の初めには誰もが今年一年の運勢がよいことを祈ると思います。その「運勢」について高額納税者で有名な斉藤一人さんの「ツイてる！」(角川書店)という本のなかで、次のような説明があります。

「運ぶ勢いと書いて、「運勢」。つまり、「運勢がいい」とは、「運ぶ勢いがいい」ということ。・・・要は、仕事をするとき、勢いをつけて速くやればいいんです。・・・お金をためようと思えばちょっとだけ速くする。なぜなら、速いものには需要があるか・・・仕事が速い人は会社で需要があるんです。需要があれば、出世する。出世すれば、給料も上がり、給料が上がった分、貯金をすればお金はたまります」

とてもわかりやすいお話だと思いました。私自身、お客さんからの仕事の依頼や周りの人からの頼まれごとに“ちょっとだけ速くする”ことを意識して今年一年を運勢のよい年としていきたいと思います。

さて今回は「金融機関から借入をするためのポイント」について説明していきます。

「NPO法人でも金融機関からの借入は可能ですか」との質問が寄せられることがあります。結論から言いますと可能です。(過去、プラザのセミナーを受講された方のなかにも実際に融資を受けた方がいらっしゃいました)

金融機関が貸付けをする際のポイントは次の三つです。

- ① 返済能力(返す力)があること。
- ② 担保力(金融機関に提供できるもの)があること。
- ③ 将来性があること。

ですので、借り手側からするとこの三つについて金融機関に説明する必要があるということになります。以下、それぞれについてみていきましょう。

①については、貸し手側(金融期間)からすれば貸したお金は返してもらわないと困りますので当然に借り手側に返す力(返済能力)があるかどうかを見ます。その返済能力とは一般的には次の金額で見ます。

返済能力=税引き後利益+減価償却費

税引き後利益とは法人税等を差し引いたあとの利益のことです。また、減価償却費とは建物や機械などの毎年の価値の減少分のことです。この金額は損益計算書(または収支計算書)で見ることができますので、すでに実績のある法人であれば、例えば過去3期分の決算書(貸借対照表や収支計算書または損益計算書などのこと)の提出を求められたり、新設法人であれば、事業計画書の提出を求められたりします。

②については、一定額以上の借入れをする場合には土地などの担保資産の提供を求められます。そのため、法人または個人(理事など)にそのような資産があることが必要となります。

③については、借入れをした際の返済期間が5年や10年の長期にわたる場合にはその期間にわたって返済能力があるかが問われます。そのため将来にわたっての事業計画書が必要となります。

最近、土地などの担保資産を必要としない金融商品も出てきています。それを利用する場合には①と③についていかに金融機関に納得してもらおうかがポイントとなるでしょう。

次回は、「決算」についてみていきます。



安座間宏

大城真徳税理士事務所 部長

沖縄県 NPO プラザ開催の会計講座の専任講師